

青森市いじめ防止対策審議会の概要について

青森市いじめ防止対策審議会の概要

1 設置の目的

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び青森市いじめ防止基本方針に基づき、市教育委員会や公立小・中学校が行う、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、弁護士や医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家など、専門的な知識や経験を有する第三者の参加を図り、中立性や公平性を確保しながら、広く専門的な立場からの意見を聞く機会を設けるとともに、法第二十八条第一項に規定する重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするための調査を行う組織として、青森市いじめ防止対策審議会を設置する。

2 主な役割

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、市が設置する小学校及び中学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議すること。
- (2) いじめ防止対策推進法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告すること。
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関し教育委員会が必要と認める事項を調査審議すること。

3 審議会の開催

- (1) 通常開催：年3回
- (2) 臨時開催：重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等、特別の事項を調査審議するため必要な回数

4 いじめ防止対策審議会委員

- (1) 審議会委員：5人以内
 - ①教育に関し学識経験を有する者
 - ②弁護士
 - ③精神保健等に関し学識経験を有する医師
 - ④精神保健福祉士又は心理学に関し専門的知識等を有する者
 - ⑤社会福祉士又は児童福祉に関し学識経験を有する者
- (2) 臨時委員
特別の事項を調査審議させるため必要がある場合のみ委嘱又は任命する。
- (3) 任期：2年
- (4) 報酬：日額8,700円